

子どもの権利条約

◎「子どもの権利」は子どもを「保護の対象」としてだけではなく「権利の主体」としています。

子どもの権利条約は18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として1989年に誕生しました。条約は子どもに一番いいことは何かを考えなければいけないと言っています。そして、子どもの権利を守るよう次の4つの事を定めています。

① 家の人は、子どもの成長にあわせて、いろいろな事を教えて、手助けをします。

② 子どもに、もともと良い事を考えます。

③ 生まれた国が違っても、男でも女でも、どんな意見を言っても、いや身体に障害がある、なくとも、その他にどんな事があって差別されません。

④ 知りたくない事は守られます。良くない情報やまわりのあらゆる悪い事から守られます。

1. 生きる権利

ふせげる病気などで命を失わないこと。
病気やケガをしたら治療を受けられる
ことなど。



2. 育つ権利

教育を受け、休んだりあそんだり
できること。
考えや信じることの自由が守られ
自分らしく育つことができることなど。



3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取
などから守られること。
障害のある子どもや、少數民族の
子ども等は特別に守られることなど。



4. 参加する権利

自由に意見を表したり、
集まってグループを作ったり、
自由な活動を行なたりできることなど。



② 子どもは休んだりあそんだり
文化、芸術活動に参加する
権利があります。

③ 自分の良い所をのばしたり
子どもが自分も、他の人もみんな
同じように大切にされるという事、
地球の自然の大切さなどを
学べます。

④ 自由に自分の意見を
表したり、自由な方法で
自分の気持ちを
表すことができます。

⑤ いろんな行事にも
参加できます。

(日本ユニセフ協会ホームページ)